

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部都市計画課公園係
内線番号	5272

No.	項目	内容
①	処分名	施設設置(管理)変更許可
②	法令名	都市公園法
③	法令番号	昭和31年法律第79号
④	根拠条項	第5条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:土木事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められるもの</p> <p>二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第5条 ・京都府都市公園条例第3条 ・京都府都市公園条例第7条 ・京都府都市公園条例第9条 <p style="text-align: center;">〔 <その他運用基準> 京都府の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン 〕</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 14日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	都市計画課(075-414-5272)
⑬	備考	